

# 青森県報

第三千八百七十六号

平成二十六年  
八月一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課 …… 一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………( 同 …… 一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………( 同 …… 二
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………( 同 …… 二
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………( 同 …… 二
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………( 同 …… 三
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………( 障 害 福 祉 課 …… 三
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師に診察を行わせることができる精神科病院の認定……………( 同 …… 三
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の七第二項後段に規定する措置を採ることができる応急入院指定病院の指定……………( 同 …… 三
- 監査委員……………( 事 務 局 …… 四
- 監査結果に対する措置の公表……………( 事 務 局 …… 四

## 告

## 示

### 青森県告示第五百九十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	氏 名 株式会社ピ リブケア サポート	主たる事務所の 所在地又は住所 青森市浪打一丁 目一四の三	居宅サー ビスの種 類	訪問介護	居宅サー ビス事業を行 う所	名 称 ピリーブ訪 問介護八戸 中央	所 在 地 八戸市類家四丁 目八の一	指 定 年 月 日 平成 二六・八・一
-------------	------------------------------	--	-------------------	------	----------------------	-----------------------------	--------------------------	------------------------------

### 青森県告示第五百九十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十六年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	氏 名 有限会社 癒楽家福 泉	主たる事務所の 所在地又は住所 三戸郡南部町大 字福田字赤坂脇 一〇の七二	居宅サー ビスの種 類	通所介 護	居宅サー ビス事業を行 う所	名 称 あつとホ ムゆら くや	所 在 地 三戸郡南部町 大字福田字赤 坂脇一〇の一 二六・六三	廃 止 の 年 月 日 平成 二六・六・三	廃 止 の 年 月 日 平成 二六・八・一
-------------	--------------------------	---	-------------------	----------	----------------------	--------------------------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

津嶋克正	五所川原市字大町九	居宅療養管理指導	津島齒科	五所川原市字大町九	〃	二六・五三
有限会社アセソミタケ	三沢市大町二丁目一三の四五	訪問看護	のぞみ訪問看護センター	三沢市大町二丁目一三の四五	二六・五二 二六・六三	
有限会社アセソミタケ	三沢市大町二丁目一三の四五	訪問看護	のぞみヘルパーセンター	三沢市大町二丁目一三の四五	〃	〃
有限会社アセソミタケ	三沢市大町二丁目一三の四五	通所介護	デイサービスセンター	上北郡六戸町小松ケ丘四丁目七七の七八	〃	〃
有限会社やまぶき	弘前市大字藤内町一二の三	訪問介護	ヘルパーセンター	弘前市大字藤内町一二の三	二六・七二 二六・七三	

青森県告示第五百九十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十六年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	名称	名称	指定年月日
株式会社リハビリー堂	五所川原市字中平井町一四四の二	ケアプランセンター	五所川原市字中平井町一四四の二	平成二六・八一
居宅介護支援事業を行う事業所	名称	名称	名称	指定年月日
	ケアプランセンター	ケアプランセンター	ケアプランセンター	平成二六・八一

青森県告示第五百九十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十六年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	名称	名称	廃止の届出年月日	廃止の年月日
有限会社アセソミタケ	三沢市大町二丁目一三の四五	のぞみ居宅介護支援事業所	三沢市大町二丁目一三の四五	平成二六・五二 二六・五三	平成二六・六三

青森県告示第五百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名称	名称	名称	指定年月日
株式会社サポーター	青森市浪打一丁目一四の三	訪問介護	サポーター	平成二六・八一
介護予防サービスの種類	名称	名称	名称	指定年月日
訪問介護	サポーター	サポーター	サポーター	平成二六・八一

青森県告示第五百九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社 やまぶき	有限会社 アセソミケ	有限会社 アセソミケ	有限会社 アセソミケ	津嶋克正	有限会社 泉癒楽家福	氏名 又は 名称	指定介護予防サービス 業者
弘前市大字藤内 町一二の三	三沢市大町二丁目 三三四四五	三沢市大町二丁目 三三四四五	三沢市大町二丁目 三三四四五	五所川原市字大 町九	三戸郡南部町大 字福田字赤坂脇 一〇の七二	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類
介護訪問予 防訪問	介護通所予 防通所	介護訪問予 防訪問	介護訪問予 防訪問	介護居室予 防介護 療養管理 指導	介護通所予 防介護	介護予防 サービスの 種類	介護予 防サービス 事業を行う 事業所
ヘルパー システム ぶき	デイサービス のほのほ	のぞみ センター のほのほ	のぞみ センター のほのほ	津島歯科	あつと むら くや	名 称	介護予 防サービス 事業所
弘前市大字藤 内町一二の三	上北郡六戸町 小松ケ丘四丁目 七七七八	三沢市大町二 丁目一三四四	三沢市大町二 丁目一三四四	五所川原市字 大町九	三戸郡南部町 大字福田字赤 坂脇一〇の一 七	所 在 地	介護予 防サービス 事業所
二六・七・七 二六・七・三	"	"	二六・五・五 二六・六・三	"	平成 二六・六・三	届 出 の 日	廃止 の 日
	"	"	二六・六・三	二六・五・三	平成 二六・八・一	年 月 日	廃 止 の 日

青森県告示第五百九十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十六年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する 病院等	診療科目	年指定 月日
工藤 温子	八戸赤十字病 院	呼吸器科 (呼吸器機 能障害)	平成 二六・八・一
	八戸市大字田 面木字中戸二		

青森県告示第五百九十九号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十一条第四項及び第三十三条第四項の規定により、特定医師に診察を行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

平成二十六年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定期限
津軽保健生活協同組合 藤代健生病院	弘前市藤代二丁目二 の一	平成二六・七・一	平成二六・三・三

青森県告示第六百号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条の七第二項後段に規定する措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。



<p>中南地域県民局地域整備部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>報酬において、県営防災タム管理人が係る勤務の割振りが適正でないものがある。</p>	<p>関係事務処理を強化することとした。</p>
<p>三八地域県民局地域整備部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>関係事務処理を強化することとした。</p>	<p>関係事務処理を強化することとした。</p>

<p>総務使用料及び雑入において、調定も継続が延滞しているものがある。</p>	<p>現金の払込みが遅延しているものがある。</p>	<p>徹底により未納解消に努めることとした。</p>	<p>現金の払込みが遅延しているものがある。</p>
<p>西北地域県民局地域整備部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>

<p>青森県立青森第二養護 青森県立青森北高等学 校</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>力していくこととした。</p>
<p>借入金、利息及び割引料が滞り延びるものがある。</p>	<p>物品の亡失事故が発生しているものがある。</p>	<p>償還金、利息及び割引料が滞り延びるものがある。</p>
<p>青森県立青森第二養護 青森県立青森北高等学 校</p>	<p>借入金、利息及び割引料が滞り延びるものがある。</p>	<p>物品の亡失事故が発生しているものがある。</p>
<p>物品の亡失事故が発生しているものがある。</p>	<p>物品の亡失事故が発生しているものがある。</p>	<p>物品の亡失事故が発生しているものがある。</p>
<p>物品の亡失事故が発生しているものがある。</p>	<p>物品の亡失事故が発生しているものがある。</p>	<p>物品の亡失事故が発生しているものがある。</p>
<p>物品の亡失事故が発生しているものがある。</p>	<p>物品の亡失事故が発生しているものがある。</p>	<p>物品の亡失事故が発生しているものがある。</p>

<p>青森県立図書館</p>	<p>報酬において、割戻しに過ぎないものがある。</p>	<p>需用費において、電気料金の追加が生じる。</p>	<p>公共料金等の支払手続については、チャエツェによる複数者による重複申請を防止する。</p>	<p>底するともに、当該振替日の朝に口座の確認を行い、再発防止に努めることとした。</p>
<p>青森県立図書館</p>	<p>報酬において、割戻しに過ぎないものがある。</p>	<p>需用費において、電気料金の追加が生じる。</p>	<p>公共料金等の支払手続については、チャエツェによる複数者による重複申請を防止する。</p>	<p>底するともに、当該振替日の朝に口座の確認を行い、再発防止に努めることとした。</p>

(発行所・発行人) 青森市長 奥田 一 番 一 号  
(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町 一 番 七 七 号  
東奥印刷株式会社  
毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭